

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)
平成27年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500012号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500007号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年10月13日から同年11月13日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和50年10月13日から同年11月13日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年10月13日から同年11月13日まで

昭和47年4月1日にA社に入社し、平成17年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社D支店に転勤となった時期の1か月が厚生年金保険の未加入期間となっているので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持するB社が発行した職歴証明書及び雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間にA社に継続して勤務(昭和50年11月13日にA社C支店から同社D支店に異動)していることが確認できる。

また、オンライン記録では、請求者の厚生年金保険被保険者資格は、A社C支店において昭和50年10月13日に喪失し、同社D支店において同年11月13日に取得したとされているが、E企業年金基金から提出された「被保険者(社保)記録/厚生年金基金記録異動記録突合結果リスト」(厚生年金基金の代行返上認可時に作成(平成16年3月21日)されたもの。以下「突合結果リスト」という。)によると、請求者は、同年11月13日に厚生年金基金の加入員資格を喪失し、同日に加入員資格を再取得していることが確認できるところ、同基金は、「厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式であったと思う。」とし、さらに「昭和50年代後半の事務処理を知る当基金の職員によると、異動の際の届出書は、本部が一括して作成し各支店に送付する。各支店で確認後、管轄の社会保険事務所(当時)及び基金に送付する流れだった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、事業主は、昭和50年11月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、昭和50年10月の標準報酬月額については、E企業年金基金の突合結果リストにおける同年10月の標準報酬月額の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500015号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月16日から昭和58年10月まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和57年10月16日から同年12月16日までの2か月しかないが、私は同年10月16日から昭和58年10月頃まで勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿により、請求者は、昭和57年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社において昭和57年10月16日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年12月15日に離職しており、請求者のオンライン記録の厚生年金保険の被保険者期間と符合していることが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者であった者（請求者が一緒に仕事をしていた者として氏名を挙げた元同僚3人を含む。）に問い合わせたが、回答のあった者で、請求者の請求期間における雇用形態及び勤務実態について記憶している者はいない。

加えて、A社は、請求期間当時の人事記録及び賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は残っていない旨回答しており、請求人の請求期間における勤務実態及び雇用形態並びに厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。